建築物移動等円滑化基準チェックリスト

建築主氏名			建築物名称		
作成者氏名				桑物所在地	
			建築物の概要		
	事務所住所			用 途	
	TEL			構造・階数	
	FAX			延べ床面積	

※施設等の欄の「第〇条」はバリアフリー法施行令の該当条文

〇一般基準

施設等	チェック項目	
旭以守	①表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	
廊下等		
(政令第 11 条)	②階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜	
	の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか「	
	①踊場を除き、手すりを設けているか	
	②表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	
	③踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を	
階段	容易に識別できるものとしているか	
(政令第 12 条)	④段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造としているか	
	⑤段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、	
	点状ブロック等を敷設しているか ²	
	⑥主たる階段を、回り階段としていないか(回り階段以外の階段を設ける空間を確保すること	
	が困難な場合は除く)	
	①勾配が 1/12 を超え、又は高さが 16cm を超える傾斜がある部分には、手すりを設けてい	
	るか	
/L프 스시 미선	②表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	
傾斜路	③その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易	
(政令第 13 条)	に識別できるものとしているか	
	④傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うため	
	に、点状ブロック等を敷設しているか ³	
	①車椅子使用者用便房を 1 以上、設けているか	
	(1) 腰掛便座、手すり等を適切に配置しているか	
便所	(2) 車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保しているか	
	②高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房(オストメ	
	で、同語で、は日日等が17月に行かり。ことができる構造の水池部共を設けた区域(オストラーイト対応)を1以上、設けているか	
	③男子用小便器のある便所を設ける場合には、床置式小便器、壁掛式小便器(受け口の高	
	● 35cm 以下)、その他これらに類する小便器を1 以上、設けているか	
<u> </u>	しゅうこう グース つきにつきじて 次に ひまたっ タークスライス しゃ	

- 1 階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第 1497 号第一)
 - 勾配が 1/20 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
 - 高さが 16cm を超えず、かつ、勾配が 1/12 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
 - 主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合
- 2 段がある部分の上端に近接する踊場の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第 1497 号第二)
 - 主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合
 - ・ 主として自動車の駐車の用にはする地域に成り、30.7 ・ 段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合
- 3 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第 1497 号第三)
 - ・ 勾配が 1/20 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
 - 高さが 16cm を超えず、かつ、勾配が 1/12 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合

 - ・ 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合

〇一般基準 (つづき)

施設等	チェック項目			
	①客室総数が 50 以上の場合、車椅子使用者用客室を客室の総数の 1/100(端数は切り上			
	げ)以上設けているか			
	②車椅子使用者用客室の便所(同じ階に共用の車椅子使用者用便房があれば代替可能)	_		
	(1) 便所内に車椅子使用者用便房を設けているか			
	(ア)腰掛便座、手すり等を適切に配置しているか			
	(イ)車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保しているか			
ホテル又は	(2) 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は 80cm以			
旅館の客室	(2) 東塔子体田孝田便臣及び当該便臣が設けられている便能の出入口に百を設ける場			
(政令第 15 条)				
(告示第 1495∙	構造で、かつ、その前後に高低差がないか			
1496 号)	③車椅子使用者用客室の浴室又はシャワー室(共用の車椅子使用者用浴室等があれば代			
1430 -37	替可能)	_		
	(1) 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置しているか			
	(2) 車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保しているか			
	(3) 出入口の幅は 80cm以上であるか			
	(4) 出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容			
	易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか			
	①表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか			
	②段がある部分	_		
	(1) 手すりを設けているか			
	(2) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより			
敷地内の	段を容易に識別できるものとしているか			
通路 (政令第 16 条)	┃(3)段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造としているか ③傾斜路			
(政门第10条)				
	(1) 勾配が12 12 と超え、久は高さが10cmを超え、が 2、勾配が12 20 を超える資料が ある部分に、手すりを設けているか			
	(2) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容			
	易に識別できるものとしているか			
	①車椅子使用者用駐車施設を1 以上設けているか			
駐車場	②車椅子使用者用駐車施設	_		
(政令第 17 条)	(1) 幅は 350cm以上であるか			
	(2) 車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置			
	に設けているか			
	①移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近			
標識	│ に設ける、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標 │ 識			
(政令第 19 条、	職 (1) 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けているか	 		
省令第 113 号)	(1) 高齢有、障害有等の見やすい位直に設けているか (2) 標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの(日本産業規格Z8210 に定められて			
	(2) 標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの(日本産業規格28210 に定められて いるときは、これに適合するもの)であるか			
	①建築物又はその敷地に、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、			
	便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けているか			
案内設備	(配置を容易に視認できる場合は除く)			
(政令第 20 条、	②建築物又はその敷地に、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又			
告示第 1491 号)				
	り視覚障害者に示すための設備を設けているか			
	③案内所を設ける場合は①②は適用しない			

○視覚障害者移動等円滑化経路 (道等から案内設備又は案内所までの1以上の経路に係る基準)

施設等	チェック項目	
	①道等から案内設備②に示す設備又は案内所までの経路の 1 以上を、視覚障害者移動等 円滑化経路としているか ⁴	
案内設備 までの経路	②当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等 及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害 者を誘導する設備を設けているか(進行方向を変更する必要がない風除室内は除く)	
(政令第 21 条)	③当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の車路に近接する部分、及び、段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分 5 には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか	

- 4 道等から案内設備までの経路が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第 1497 号第四) ・ 主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合 ・ 建築物の内にある当該建築物を管理する者等が堂時勤務する案内所がと直接地による事 建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が②に適合するものである場合
- 5 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第 1497 号第五) ・ 勾配が 1/20 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合

 - ・ 高さが 16cm を超えず、かつ、勾配が 1/12 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合 ・ 段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等である場合

〇移動等円滑化経路

施設等	チェック項目				
	①階段又は段を設けていないか				
第2項第一号)					
出入口	①幅は 80cm以上であるか				
(政令第 18 条	②戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造				
第2項第二号)	で、かつ、その前後に高低差がないか				
廊下等	①幅は 120cm以上であるか				
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	②50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けているか				
第2項第三号)	③戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造				
3,2,3,3,2,3,7	で、かつ、その前後に高低差がないか				
傾斜路	①幅は、階段に代わるものは 120cm以上、階段に併設するものは 90cm以上であるか				
	②勾配は 1/12 以下であるか(ただし、高さが 16cm以下のものの場合は 1/8 以下)				
第2項第四号)	③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか				
	①籠は、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上				
	階に停止するか				
	②籠及び昇降路の出入口の幅は 80cm以上であるか				
	③籠の奥行きは 135cm以上であるか				
	④乗降ロビーは高低差がなく、その幅及び奥行きは、150cm以上であるか				
	⑤ 籠内及び乗降ロビーに、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか				
エレベーター及	⑥籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けているか				
びその乗降ロビ	⑦乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
_	⑧不特定多数の者が利用する建築物(床面積の合計が 2,000 ㎡以上)の移動等円滑化経路	_			
	を構成するエレベーター				
(政令第 18 条	(1) 籠の幅は 140cm以上であるか				
第2項第五号、	(2) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造であるか				
告示第 1493 号)	⑨不特定多数の者、又は主に視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビー ⁶	_			
D W 35 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(1) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知 らせる装置を設けているか				
	(2) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、点字、文字等の浮き彫り、音による案内、				
	その他これらに類する方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造であ				
	るか				
	(3) 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けて				
	いるか				
	①車椅子に座ったまま使用するエレベーターで以下のいずれかに該当するもの				
	・ 籠の定格速度 15m/分以下、かつ、床面積 2.25 m 以下で、昇降行程 4m以下のもの	_			
特殊な構造又は					
使用形態のエレ	(1) 平成 12 年建設省告示第 1413 号第一第九号に規定するものとしているか				
ベーターその他	(2) 籠の幅 70cm以上、かつ、奥行き 120cm以上であるか				
の昇降機	(3) 車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合、籠の幅及び奥行きが十分				
(政令第 18 条 第 2 項第六号、	に確保されているか				
弗 2 頃第八号、 告示第 1492 号)	②車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に 2 枚以上の踏段を同一の面に保ち				
ロ 小	ながら昇降を行うエスカレーターで、運転時の踏段の定格速度を 30m/分以下、かつ、2 枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの				
	(1) 平成 12 年建設省告示第 1417 号第一ただし書に規定するものであるか				

6 エレベーター及び乗降ロビーが、主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合を除く。(告示第 1494 号)

〇移動等円滑化経路(つづき)

施設等	チェック項目		
	①幅は 120cm以上であるか		
	②50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けているか		
	③戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造		
敷地内の通路	で、かつ、その前後に高低差がないか		
(政令第 18 条	④傾斜路		
第2項第七号)	(1) 幅は、段に代わるものは 120cm以上、段に併設するものは 90cm以上であるか		
	(2) 勾配は、1/12 以下であるか(高さが16cm以下のものの場合は1/8 以下)		
	(3) 高さ 75cm以内ごとに踏幅 150cm以上の踊場を設けているか(勾配 1/20 以下の場合は除く)		
(政令第 18 条第 3項)	⑤道等から建築物の出入口までの敷地内の通路が地形の特殊性により上記①~④の規定によることが困難な場合は、当該建築物の車寄せから建築物の出入口までの経路が上記①~④を満たしているか。		

エレベーター関係基準整理表

〇移動等円滑化基準(令第18条第2項第五号)

	多数の者/主として高齢 者、障害者等が利用 1以上の昇降機	不特定多数の者が利用 1以上の昇降機	
必要階停止	0	0	
出入口幅	80cm	80cm	
かご奥行き	135cm	135cm	
乗降ロビー高低差排除	0	0	
乗降ロビー幅・奥行き	150cm	150cm	
車いす使用者対応制御装置	0	0	
停止予定階・現在位置の表示	0	0	
昇降方向の表示	0	0	
かごの幅	_	140cm	2,000 ㎡以上の建築
車いすの転回に支障がない構造	_	0	物に設けるものに
到着階・出入口戸の閉鎖の音声案内	0	0	,
制御装置の点字表示	0	0	自動車車庫に設けるものを除く
昇降方向の音声案内	0	0	
	_ <u> </u>		

1

主として視覚障害者が 利用するものに限る